

千葉県建築行政マネジメント計画（第3次）の 進捗状況の公表について

建築物の安全性の確保及び良好な住環境を整備するため、令和2年度に策定した「千葉県建築行政マネジメント計画（第3次）」※に定める目標について、第3次計画の初年度である令和2年度の進捗状況を公表します。

今後も引き続き、目標の達成に向けて円滑かつ適確な建築行政の執行に努めてまいります。

※：特定行政庁である千葉県と14市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市、流山市、成田市）並びに限定特定行政庁である7市（鎌ヶ谷市、野田市、君津市、茂原市、四街道市、白井市、印西市）で構成する協議会で、令和2年8月に策定した計画。
（実施期間：令和2年度～6年度）

【 計画の達成目標と状況 】

項目	目標値	令和2年度の状況	備考
中間検査率	100%	92.6%	建築基準法に基づく中間検査の受検割合
完了検査率	100%	82.8%	建築基準法に基づく完了検査の受検割合
業務報告率	90%	86.1%	建築士事務所による業務報告書の提出率
定期報告率	85%	72.2%	特殊建築物の所有者等による定期報告書の報告率

※：達成目標については、特定行政庁及び限定特定行政庁毎に定めており、記載の数値については、千葉県が所掌する区域のみを対象としている。

【 目標の進捗状況 】

1 中間検査率

(%)

年度	実績値(R1)	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
中間検査率	-	100	92.6				

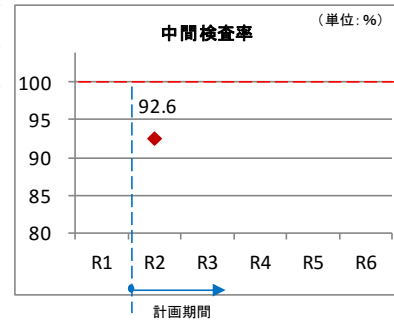
※中間検査率 = 年度毎の（中間検査合格証交付件数）
 ／（確認済証交付件数のうち中間検査対象件数 - 取りやめ届数）

※計画変更及び計画通知に対する確認済証交付件数は含まない。

※年度内に特定工程工事完了予定日を迎えない件数は含まない。

※検査済証が交付されたものは、中間検査合格証を交付したものとみなす。

※建築主事を置く市町村の区域内のものを除く。（建築基準法第97条の2の規定により建築主事を置く市町村の区域にあつては、建築基準法施行令第148条に定める建築物等に限り除く。）



2 完了検査率

(%)

年度	実績値(R1)	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
完了検査率	87.5	100	82.8				

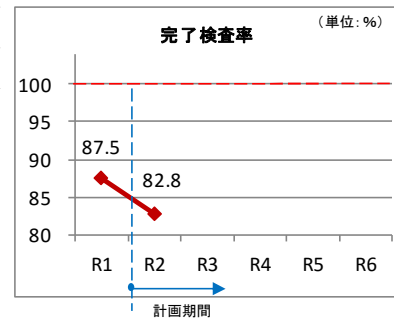
※完了検査率 = 年度毎の（検査済証交付件数）

／（確認済証交付件数 - 取りやめ届数 - 用途変更確認済証交付件数）

※計画変更及び計画通知に対する確認済証交付件数は含まない。

※年度内に工事完了予定日を迎えない件数は含まない。

※建築主事を置く市町村の区域内のものを除く。（建築基準法第97条の2の規定により建築主事を置く市町村の区域にあつては、建築基準法施行令第148条に定める建築物等に限り除く。）



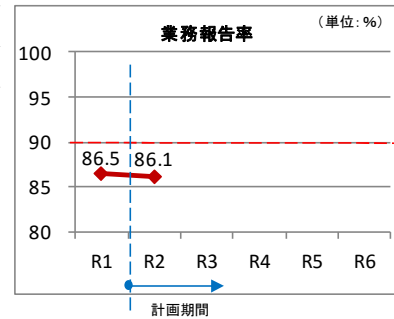
3 業務報告率

(%)

年度	実績値(R1)	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
業務報告率	86.5	90	86.1				

※業務報告率 = 事業年度毎の（建築士事務所が提出する業務報告書の報告数）

／（登録されている建築士事務所件数）



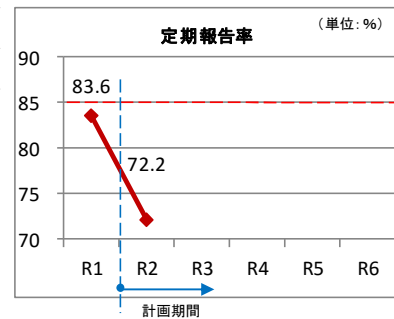
4 定期報告率

(%)

年度	実績値(R1)	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
定期報告率	83.6	85	72.2				

※定期報告率 = （直近の用途別定期報告の報告数の総和）／（定期報告対象建築物数）

※建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2の規定によるものを除く）の区域外のものに限り。



令和2年度の取組状況等は別紙を参照

1 中間検査率 及び 2 完了検査率

○目標：共に100%

【令和2年度の取組状況】

- ・ 建築パトロールの機会を捉え、中間・完了検査の受検について啓発を行った。
- ・ ハガキ等で中間・完了検査受検の督促を行った。

【令和2年度の進捗状況・今後の取組】

- ・ 第3次計画で新たに達成目標に追加した中間検査率は92.6%となっているが、完了検査率は前年度と比べやや低下した。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い建築パトロール回数を控えたことから、今後は、感染状況を踏まえつつパトロールの実施回数を増やし、啓発に努めると共に、関係団体を通じて検査制度の周知を行い、中間検査率及び完了検査率の向上を図る。

3 業務報告率

○目標：90%

【令和2年度の取組状況】

- ・ ハガキ等で業務報告書の提出について、事前案内通知を送付した。
- ・ 業務報告書の提出がない建築士事務所に業務報告書の提出を督促した。
- ・ 事務所立入調査の実施に代わり、書面による管理状況の報告を求めた。

【令和2年度の進捗状況・今後の取組】

- ・ 業務報告率は目標値には届かないものの、86.1%となっている。令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い立入調査を見合わせたが、書面による管理状況調査を実施し、報告書の提出を促すことで立入調査見合わせの影響を抑えられたと考える。今後、事前案内通知や報告書提出の督促を継続すると共に、感染状況を踏まえつつ立入調査を再開することで業務報告率の向上を図る。

4 定期報告率

○目標：85%

【令和2年度の取組状況】

- ・ 報告制度についてホームページによる周知を行った。
- ・ 報告対象建築物の所有者に対して事前通知を行った。

【令和2年度の進捗状況・今後の取組】

- ・ 前年度と比べ定期報告率が低下した。令和2年度は、報告対象に病院、ホテル等が含まれており、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い調査・検査を行うことが困難となる事態が想定されたため、報告期限の猶予を設けると共に、未報告物件に対して督促通知や防災週間における立入調査を見合わせた。今後は、感染状況を踏まえつつ督促通知や立入調査を再開し、定期報告率の向上を図る。

【 計画の概要 】

1 千葉県建築行政マネジメント計画（第3次）の目的

行政と民間団体の連携のもと、建築規制制度の実効性を確保し、建築物の安全性の確保及び良好な住環境を整備すること。

2 実施期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

3 主な施策と取組

（1）建築行政に係る体制整備

- ・審査能力向上のための講習会等の開催
- ・建築確認申請等の電子化に向けた体制検討 など

（2）法制度の普及・啓発

- ・中間・完了検査制度の周知
- ・定期報告制度の周知 など

（3）法制度の実効性確保

- ・建築パトロールの実施
- ・既存建築ストックの有効活用に関する相談体制の整備 など

* 建築行政マネジメント計画の経緯

○平成11年9月 千葉県建築物安全安心実施計画を策定

建築確認制度の民間開放を契機に、建築物の安全性の確保を図った。

○平成23年3月 千葉県建築行政マネジメント計画を策定

「千葉県建築物安全安心実施計画」の内容を引き継ぎ、新たな行政課題となってきた既存建築物対策等も盛り込んだ。（計画年度：H23～H26年度）

○平成27年7月 千葉県建築行政マネジメント計画（第2次）を策定

建築物等に係る事件・事故や法改正に伴う制度の見直しなど社会的要請の変化に対応できるようにした。（計画年度：H27～H31年度）

○令和2年8月 千葉県建築行政マネジメント計画（第3次）を策定

第2次計画の内容を基本にしつつ、「建築確認申請等の電子化」と「既存建築ストックの有効活用」に関する施策と取組を設定するなどした。（計画年度：R2～R6年度）